

○阪神水道企業団議会委員会条例

制定 平成7年12月20日 条例第3号
改正 平成16年8月9日 条例第5号
平成19年3月16日 条例第6号
平成25年2月27日 条例第1号

(議会運営委員会の設置)

第1条 阪神水道企業団議会に議会運営委員会を置く。

2 議会運営委員会の委員の選任は議長の指名により、その定数は8人とする。

一部改正〔平成16年条例第5号、平成19年条例第6号〕

3 議長は、委員の選任事由が生じたとき、速やかに選任する。

本項追加〔平成25年条例第1号〕

4 委員の任期は1年とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。

旧3項繰下〔平成25年条例第1号〕

5 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

旧4項繰下〔平成25年条例第1号〕

(特別委員会の設置)

第2条 特別委員会は、特定の事件を審査する必要がある場合において議会の議決で置く。

2 特別委員会の委員の定数は議会の議決で定める。

3 特別委員会の委員は議長が会議に諮って指名する。

4 議長は、委員の選任事由が生じたとき、速やかに選任する。

本項追加〔平成25年条例第1号〕

5 特別委員会の委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

本項追加〔平成25年条例第1号〕

(委員長及び副委員長)

第3条 議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）に委員長及び副委員長を置く。

2 委員会の委員長及び副委員長は、当該委員会において互選する。

3 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

(委員長及び副委員長がともにないときの互選)

第4条 委員長及び副委員長がともにないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて、委員長の互選を行わせる。

2 前項の互選の場合には、年長の委員が委員長の職務を行う。ただし、特別委員会

については、この限りでない。

一部改正〔平成25年条例第1号〕

(委員長の議事整理権、秩序維持権)

第5条 委員長は、委員会の議事を整理し、秩序を保持する。

(委員長の職務代行)

第6条 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う。

一部改正〔平成25年条例第1号〕

2 委員長及び副委員長とともに事故あるときは、臨時代理者を互選し、委員長の職務を行わせる。

旧3項削除〔平成25年条例第1号〕

(委員長、副委員長、議会運営委員及び特別委員の辞任)

第7条 委員長及び副委員長が辞任しようとするときは、当該委員会の許可を得て辞職することができる。

2 議会運営委員及び特別委員は、議長の許可を得て辞職することができる。

一部改正〔平成25年条例第1号〕

(委員会の招集)

第8条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員の定数の半数以上の者から、審査又は調査すべき事件を示して、委員会招集の請求があるときは、委員長は委員会を招集しなければならない。ただし、議会運営委員会については、議長又は2市以上の委員全員から招集の請求があるときも、委員長は委員会を招集しなければならない。

一部改正〔平成25年条例第1号〕

(定足数)

第9条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。ただし、第11条の除斥のために半数に達しないときは、この限りでない。

一部改正〔平成25年条例第1号〕

2 議会運営委員会については、原則として3市以上の委員の出席者がなければならない。

(表決)

第10条 委員会の議事は出席議員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

2 前項の場合においては、委員長は、委員として議決に加わることができない。

(委員長及び委員の排斥)

第11条 委員長及び委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があったときは、会議に出席し発言することができる。

(傍聴の取扱)

第12条 委員会は、議員のほか、委員長の許可を得た者が傍聴することができる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。

(秘密会)

第13条 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。

2 委員会を秘密会とする委員長又は委員の発議については、委員長は、討論を用いなくて委員会に諮って決める。

(出席説明の要求)

第14条 委員会は、審査又は調査のため、企業長及び監査委員その他法令又は条例に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は嘱託を受けたものに対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。

(議事妨害及び離席の禁止)

第15条 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

2 委員は、会議中みだりに離席してはならない。

(秩序保持に関する措置)

第16条 委員会において地方自治法（昭和22年法律第67号）、阪神水道企業団議会会議規則（昭和42年2月27日議決。以下「会議規則」という。）又はこの条例に違反し、その他委員会の秩序を乱す委員があるときは、委員長は、これを制止し、又は発言を取り消させることができる。

一部改正〔平成25年条例第1号〕

2 委員が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、当日の委員会が終わるまで発言を禁止し、又は退場させることができる。

3 委員長は、委員会が騒然として整理することが困難であると認めるときは、委員会を閉じ、又は中止することができる。

(公聴会開催の手続)

第17条 委員会が、公聴会を開こうとするときは、議長の承認を得なければならない。

見出し一部改正〔平成25年条例第1号〕

2 議長は前項の承認をしたときは、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

一部改正〔平成25年条例第1号〕

(意見を述べようとする者の申出)

第18条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否をその委員会に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第19条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て本人にその旨を通知する。

一部改正〔平成25年条例第1号〕

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

一部改正〔平成25年条例第1号〕

(公述人の発言)

第20条 公述人が発言しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。

2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

一部改正〔平成25年条例第1号〕

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、委員長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

一部改正〔平成25年条例第1号〕

(委員と公述人の質疑)

第21条 委員は公述人に対して質疑をすることができる。

2 公述人は、委員に対して質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第22条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができる。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

第23条 委員会が参考人の出席を求めるには、議長を経なければならない。

2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

一部改正〔平成25年条例第1号〕

3 参考人については、第20条、第21条及び第22条の規定を準用する。

(記録)

第24条 委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名又は押印しなければならない。

2 前項の記録は議長が保管する。

(会議規則との関係)

第25条 この条例に定めるもののほか、委員会に関しては、会議規則の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(条例の廃止)

- 2 阪神水道企業団議会特別委員会条例（昭和42年2月27日条例第1号）は、廃止する。

附 則 (平成16年8月9日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年3月16日条例第6号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年2月27日条例第1号)

この条例は、平成25年3月1日から施行する。